

会 則

第一条（名称）

本会は「十和田八甲田地区パークボランティア連絡会」（十和田八甲田地区P.V.）と称する。

第二条（主旨）

本会は、十和田八幡平国立公園及び隣接する自然公園におけるボランティアとしての活動を行い、広く自然保護及び健全な利用の普及推進に努める事を目的とする。

第三条（会員）

本会の会員は、十和田八甲田地区パークボランティアとして認定された者及び、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第四条（事務局）

本会の事務局を会長指定の場所に置く。

第五条（活動）

本会は、会の目的を達成するために、環境省東北環境事務所十和田自然保護官事務関係団体と連携を保ちながら自然保護思想の普及や啓蒙、適正な国立公園の利用の為会員相互の情報交換や活動の促進を図る。

第六条（会議）

- 1、総会は年1回とする。議長は参加者の中から選出する。
- 2、緊急な事項については三役会（会長、副会長、事務局長）で決定する。
- 3、三役会及び役員会は必要に応じて会長が招集する。

第七条（役員）

- 1、本会に、会長1名、副会長2名、事務局長1名、理事（若干名）、監事2名、会計1名、事務局員（若干名）を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2、会長、副会長、理事、監事は総会で選出する。
- 3、事務局長及び会計は会長が推薦し総会で承認する。

第八条（運営資金等）

- 1、本会の活動資金は、会費及び寄付金をもって充てる。
- 2、本会の年会費は2,000円とする。（必要に応じ総会で決める）
- 3、本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。
- 4、本会の年会費の納入は、原則として総会時とする。

第九条（顧問・賛助会員）

本会は、必要に応じて顧問及び賛助会員を若干名置くことが出来る。

第十条（細則）

本会の運営その他についての必要な細部事項は役員会で決定する。

第十一条（付則）

この会則は、平成7年5月13日より実施する。

- | | |
|----------------|----------------|
| 平成11年5月23日一部改正 | 平成12年5月21日一部改正 |
| 平成13年5月20日一部改正 | 平成15年5月17日一部改正 |
| 平成18年4月16日一部改正 | 平成24年4月15日一部改正 |